



平成28年10月19日

供給地点等の変更の許可について

内閣府沖縄総合事務局及び経済産業省那覇産業保安監督事務所から、中部ガス事業株式会社（法人番号 7360001007365）による供給地点等の変更の許可申請に関する、ガス事業法第47条の6の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該許可に係る審査基準に照らし、ガスの適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、当該許可申請について、審査基準I.第11.（14）で準用するI.第11.（3）で準用するI.第11.（11）⑤のうち「その簡易ガス事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があること」に適合していると認められましたので、別紙の通り内閣府沖縄総合事務局長及び経済産業省那覇産業保安監督事務所長に意見を回答いたしました。

別紙

官 印 省 略
府 経 政 策 第 163 号
平成 28 年 10 月 19 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

経済産業省
那覇産業保安監督事務所長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

供給地点等の変更の許可について（回答）

平成28年10月17日付け府経石ガ第215号及び20160930那産保第36号により貴職から当委員会に意見を求められた供給地点の変更の許可の申請について、ガスの適正な取引の確保の観点から審査を行いました。

審査の結果、当該供給地点等の変更の許可の申請については、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。）I. 第11.（14）で準用するI. 第11.（3）で準用するI. 第11.（11）⑤のうち「その簡易ガス事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があること」に適合していると認められました。